6 国基準省令と県基準条例の対照表(指定介護老人福祉施設)

関係法令

・介護保険法(平成9年12月17日法律第123号) ・指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に 関する基準(平成11年3月31日厚生省令第39号)

福祉保健部長寿社会課

【指定介護老人福祉施設】

【指定介護老人備位施設】	
指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準	山梨県指定介護老人福祉施設に関する基準等を定める条例
趣旨(第1条)	趣旨(第1条)
介護老人福祉施設の指定【介護保険法第86条】	指定に係る入所定員(第2条)
基本方針(第1条の2)	基本方針(第3条)
従業者の員数(第2条)	人員に関する基準(第4条)
設備(第3条)	設備に関する基準 (第5条)
内容及び手続の説明及び同意(第4条)	内容及び手続の説明及び同意 (第6条)
提供拒否の禁止(第4条の2)	提供拒否の禁止(第7条)
サービス提供困難時の対応(第4条の3)	サービス提供困難時の対応 (第8条)
受給資格等の確認(第5条)	受給資格等の確認 (第9条)
要介護認定の申請に係る援助(第6条)	要介護認定の申請に係る援助(第10条)
入退所(第7条)	入退所(第11条)
サービスの提供の記録(第8条)	サービスの提供の記録(第12条)
利用料等の受領(第9条)	利用料等の受領(第13条)
保険給付の請求のための証明書の交付(第10条)	保険給付の請求のための証明書の交付(第14条)
指定介護福祉施設サービスの取扱方針(第11条)	指定介護福祉施設サービスの取扱方針(第15条)
施設サービス計画の作成(第12条)	施設サービス計画の作成(第16条)
介護(第13条)	介護(第17条)
食事(第14条)	食事の提供(第18条)
相談及び援助(第15条)	相談及び援助(第19条)
社会生活上の便宜の提供等(第16条)	社会生活上の便宜の提供等(第20条)
機能訓練(第17条)	機能訓練(第21条)
健康管理(第18条)	健康管理(第22条)
入所者の入院期間中の取扱い(第19条)	入所者の入院期間中の取扱い(第23条)
入所者に関する市町村への通知(第20条)	入所者に関する市町村への通知(第24条)
管理者による管理(第21条)	管理者による管理 (第25条)
管理者の責務(第22条)	管理者の責務 (第26条)
計画担当介護支援専門員の責務(第22条の2)	計画担当介護支援専門員の責務(第27条)
運営規程(第23条)	運営規程(第28条)
勤務体制の確保等(第24条)	勤務体制の確保等(第29条)
定員の遵守(第25条)	定員の遵守 (第30条)
非常災害対策(第26条)	非常災害対策(第31条)
衛生管理等(第27条)	衛生管理等(第32条)
協力病院等(第28条)	協力病院等(第33条)
掲示(第29条)	掲示 (第34条)
秘密保持等(第30条)	秘密保持等(第35条)
広告(第31条)	広告(第36条)

居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止(第32条)	居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止 (第37条)
苦情処理(第33条)	苦情処理(第38条)
地域との連携等(第34条)	地域との連携等(第39条)
事故発生の防止及び発生時の対応 (第35条)	事故発生の防止及び発生時の対応 (第40条)
会計の区分(第36条)	会計の区分 (第41条)
記録の整備(第37条)	記録の整備(第42条)

【ユニット型指定介護老人福祉施設】

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準	山梨県指定介護老人福祉施設に関する基準等を定める条例
この章の趣旨 (第38条)	この章の趣旨(第43条)
基本方針(第39条)	基本方針(第44条)
設備(第40条)	設備に関する基準 (第45条)
利用料等の受領(第41条)	利用料等の受領(第46条)
指定介護福祉施設サービスの取扱方針(第42条)	指定介護福祉施設サービスの取扱方針(第47条)
介護(第43条)	介護(第48条)
食事 (第44条)	食事の提供(第49条)
社会生活上の便宜の提供等(第45条)	社会生活上の便宜の提供等(第50条)
運営規程(第46条)	運営規程(第51条)
勤務体制の確保等(第47条)	勤務体制の確保等(第52条)
定員の遵守(第48条)	定員の遵守 (第53条)
準用(第49条)	準用(第54条)